

2014年12月5日

森脇ひさき

(森脇議員)

2日からはじまった総選挙も中盤に入ろうとしています。

日本共産党は、国民の声をきかず暴走を続けてきた安倍政権のすべてを問う選挙と位置づけ、「国民の声が生きる新しい政治」へ転換をはかる対案をしっかりと示し、国民のみなさんとの共同をよびかけながら、全力でがんばっているところです。県民のみなさんの大きなご支援を心からお願いいたします。

さて、今日は4つの項目について質問させていただきます。

まず、介護保険制度についてうかがいます。

先の通常国会で成立した「医療・介護総合法」にもとづき、厚生労働省は7月に「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」を示しました。先ほど中塚議員の質問にもありましたが、これまでの介護予防給付および介護予防事業から、新しい総合事業へ制度が大きく変わることに対し困惑と不安の声があがっています。

もっとも多いのが、「サービスが低下しないか」という声です。

介護保険制度がスタートしてすでに14年、この間、社会保障も容赦なく切り捨てる「構造改革」がすすめられ、「介護の社会化」「利用者本位」という当初の理念は、風前の灯となっています。依然として、家族の負担は重く、毎年10万人以上の方が介護退職をせまられています。また老老介護、介護殺人、介護心中など痛ましい事件も絶えません。当然国民は、抜本的な公的介護制度の拡充を求めています。

ところが「新総合事業」では、新たにサービスを利用する要支援者には「住民主体による支援等の多様なサービスの利用」を促すこととされ、既存の介護予防給付の訪問介護と通所介護に当たる「現行相当のサービス」は、必要が認められた要支援者に限定、一定期間後のモニタリングで「可能な限り住民主体の支援に移行していく」とされています。「住民主体の多様な支援」の担い手とされているのは、研修を受講した雇用労働者、ボランティア、シルバー人材センターの活用などです。

このような「安上がり」の「多様な支援」で、介護に対する住民の不安が軽減あるいは解消されると思いますか。保健福祉部長の認識をうかがいます。

私は、現在サービスを利用している方も、新たに利用しようとする方にも、今以上サービスを低下させない取り組みを、市町村がおこなえるようにするべきだと考えます。そのためには、市町村が新しい総合事業の検討や人材育成、基盤整備に十分時間をとるようにするべきです。各市町村における「新総合事業」の準備状況を県は掌握されているのでしょうか。具体的な状況をお

お知らせください。「新総合事業」の移行については、市町村が条例を制定することにより2017年3月末まで現行制度を継続することが認められています。準備の進捗状況をよく見定め、延期の措置も活用するよう助言をするべきと考えます。あわせて保健福祉部長にうかがいます。

新総合事業では75歳以上の高齢者の人口の伸び等に応じ事業費に上限が設定されることになりました。市町村の独自努力で制度をより充実させようとした場合、超過分は市町村の持ち出しとなり、市町村では事業費が超過しないよう、事業を抑制する意識が働くこととなります。利用者にとっては、必要なサービスが切り捨てられることになってしまいます。このような上限をもうけサービスを抑制する制度は中止するよう国に求めるべきだと思います。また、利用者の立場に立った市町村の努力による超過分については、県も財政支援することを検討するべきだと思いますがいかがでしょうか。あわせて保健福祉部長にうかがいます。

今回の法改正では、私に言わせれば大改悪ですが、特別養護老人ホームの入所基準が「要介護3以上」とされました。これにつきましては、前回の質問でとりあげさせていただきました。地域包括ケアシステムの構築など、高齢者の尊厳を守り、県内どこに住んでいても安心して過ごせる基盤づくりに向けて、国への提案もしっかりおこなっていただきながら、市町村の進捗状況もきちんと把握し、県として必要な各種支援など、果たすべき役割を十二分に発揮されるよう要望させていただきます。

次に、障害者施策についてうかがいます。

2014年1月、日本も障害者権利条約締約国となりました。障害者権利条約について国連での議論が白熱する中、繰り返されたのは Nothing About Us Without Us（私たち抜きに私たちのことを決めないで）というフレーズでした。日本でも、障がい者制度改革推進会議の合言葉となりました。

障害者権利条約では、障害のとらえ方について、心身の機能・構造上の機能障害としてとらえる「医学モデル」から、機能障害に加え、周囲の様々な障壁（バリア）との相互作用によって生じるという「社会モデル」へと重心を移したものとなりました。また障害者権利条約では「他の者との平等を基礎として」、合理的配慮という考え方を導入するとともに、差別と区別政策とを区分し、アクセシビリティ（つまり、施設やサービス等の利用しやすさ）について規定しました。

障害者権利条約が国連で採択されたのち、日本では2009年、障がい者制度改革推進会議が設置されました。この障がい者制度改革推進会議自体、26人の構成員のうち14人が当事者か家族であり、当事者が会議に参加するにあたって個別的配慮がおこなわれ、事務局主導でなく当事者中心の審議が重視され、公開の原則がとられるなど、権利条約に関する法整備にふさわしい特徴をもつものだったと言われています。障がい者制度改革推進会議では、障害者自立支援法違憲訴訟で国（厚生労働省）と訴訟団が交わした基本合意文書にもとづき障害者総合支援法の制定が検討されるとともに、障害者権利条約の批准にふさわしく障害者基本法が改正され、障害者差別解消法が制定されました。そして衆参両院での承認を経て2014年1月、日本も障害者権利条約を批准したということです。

さて、今後は権利条約と関係法令にもとづいて、日本の障害者がおかれた現状を改善していくことが当然求められます。県では現在、来年度からスタートする「第4期障害福祉計画」の策定

をすすめています。障害者権利条約の視点で、障害のある方々がおかれている現状や県の施策について、今一度総点検する必要があると思いますが、知事はどのようにお考えでしょうか。うかがいます。

何度も問題にしてきた重度心身障害者医療費公費負担制度について再度うかがいます。低所得の方が多く障害のある方に福祉的な施策として創設されたのが全額公費で負担する制度でした。これは、障害者権利条約に言う「他の者との平等」をめざした合理的配慮だったと思います。その制度に原則1割負担を導入したことによって、合理的配慮が欠落した状況になってしまいました。権利条約では、合理的配慮がなされない状態も「差別」とされています。せめて低所得の方や小児医療費公費負担制度の対象とならない小中高校生年齢で重度障害のある方について、無料に戻すべきではありませんか、あわせて知事にうかがいます。

精神障害がある方の社会的入院が問題になっていますが、地域生活を送るうえでの生活の場や仕事の確保など、支援体制が十分でないことが原因です。また、県北の中山間地域では、精神障害がある方にとどまらず、地域生活を支える社会資源の絶対的に不足している問題もあります。それぞれの課題に今後どのように取り組もうとしているのでしょうか、保健福祉部長にうかがいます。

次に、地域振興について質問します。

国では、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が成立したところですが、岡山県でも人口減少問題対応プロジェクトチームにおいて、これまでの施策についての点検や課題の整理をおこない、今後講ずべき対策の方向性を取りまとめるとされています。的確な対策をおこなうには、正しい処方箋が必要です。私は、地方の集落はもとより、県全体としても人口が減少していくような状況になぜなってしまったのか、その原因について、専門家の力もお借りしながら県として分析する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。知事にうかがいます

地方自治体をとりまく最近の大きな変化として、「平成の大合併」がありました。この市町村合併の影響、特にマイナスの影響について、どのように分析されているのでしょうか。知事にうかがいます。

さて、地域の振興をすすめるうえで、「しごと」をどうするかという課題は切り離すことはできません。農林水産業でいうと、岡山県では「攻めの農林水産業」ということで各種取り組みをすすめておられます。それはそれで大事な取り組みではありましよう。しかし、農林水産業の基礎・基盤がしっかりしていなければ成り立たないと思います。制度として農林水産業の基礎・基盤を強化することこそ、継続して農林水産業に携わり、安心して食べていける保障です。

たとえば、米作りをみてみますと、コメの価格は低下傾向にあることはご存知のとおりです、特に今年の農協の概算金は、生産費の半分かそれを切る金額が示され、全国から「コメ作って飯が食えない」と悲鳴が上がりました。国に対し、すべての販売農家が対象となる米価下落補償を求めるとともに、県としての対策も講ずるべきではないでしょうか。農林水産部長にうかがいます。

米価の下落に加え、経営所得安定対策のうち、米の直接支払交付金が今年産から半額にされた

ことも農業経営に大きな打撃となっています。しかもこの制度は30年産から廃止とされています。このままでは農業が継続できなくなります。それは言うまでもなく、地域の荒廃、環境破壊がすすみ、自然災害の規模が大きくなるなど都市部にとってもとりかえしのつかないことになってしまいます。小規模集落での家族経営を中心とした農家にも、適切な支援策を求めますがいかがでしょうか、農林水産部長にうかがいます。

次は商工業について、小規模企業振興基本法を生かし中小企業振興策の抜本的拡充を求める立場からうかがいます。中山間地域にもかつてあった商店街は、シャッター通りから空地通りとなってしまいました。私は、どこに住んでいても、普通に仕事ができ、普通に食べていける状況をつくる必要があることを、これまでも求めてきました。

言うまでもなく小規模事業者は、地域経済の主役です。そこが衰退したもとの地域振興策を描いても絵に描いた餅に終わってしまうでしょう。小規模企業振興基本法を生かすため、市町村や関係団体とも協力し小規模企業、小規模事業者をふくむ中小企業の悉皆調査に取り組んではどうでしょうか。以前の質問でも指摘しましたが、行政が直接足を運び、実態を知ることが、より充実した支援策を策定する基本になると思います。県全体を一律にということが困難であれば、まずは深刻な状況にある中山間地域について取り組むなど工夫してはどうかと思います。

さらに、小規模企業振興計画の策定や今後の施策の検討に当たっては、公募委員として複数の小規模事業者を加えること、また各種制度の相談窓口を県や市町村にも設置していただきたく思います。いかがでしょうか。あわせて産業労働部長にうかがいます。

中小企業の振興はもちろん、地域全体を潤わす地域経済対策の1つとして、住宅や商店のリフォームへの補助制度が全国的に注目されています。4年前にもこの場で質問させていただきました。当時の石井知事は「効果があるのは理解できる」ということで、当時は県産材を活用した住宅の建設について補助がなされていましたが、新しく県産材を活用したリフォームについても対象を拡げていただきました。これについてはたいへんよろこんでおります。

住宅の改修というのは、大工、左官、畳、電気工事、ガラス、外装、内装など、地域を支えて頑張っておられる多くの事業者が仕事に関わることとなりますので、地域の経済波及効果は抜群です。環境面からも建築物の長寿命化が求められている今日の状況もふまえ、すべての住宅の改修、商店の改修を、地域の事業者がおこなった場合、その事業費の何割かを補助する制度を創設してはいかがでしょうか。知事におうかがいします。

最後に、地方振興事業調整費についてうかがいます。これはご存知のとおり、各県民局において、地域の特性を生かすとともに、住民の要望や緊急事案に迅速に対応することを目的に予算化されています。事業の目的をふまえ、さらに拡充させ、多様な住民要望に適切に対応いただくことを求めるものですが、予算段階での透明性を高めることも必要です。したがって私は、地域の特性に応じて計画的におこなう事業費と緊急迅速に対応する事業費を区分することを求めます。

そこで、予算段階ですでに計画していたり、想定可能な事業はどの程度あるのでしょうか。これについては、「地方振興事業費（仮称）」として、地域ごとの創意工夫した取り組みでいっそうの効率化、かつ内容の充実がはかれるように、予算段階で県民に開かれたものにするべきだと考えますが、いかがでしょうか。あわせて県民生活部長にうかがいます。

緊急に対応すべき事業について、県民局ではがんばっていただいておりますが、財政上の制約から不十分なところもあると指摘せざるを得ません。「緊急地方事業調整費（仮称）」として、予算も拡充し、ハード・ソフト問わず、県民局長の判断で柔軟に対応し、地域住民の要望に的確に応じることができるようにするべきだと考えますが、いかがでしょうか。これは知事にうかがいます。

（保健福祉部長答弁）

お答えいたします。

介護保険制度についてのご質問であります。

多様な支援についてであります。新しい介護予防・日常生活支援総合事業においては、専門的なサービスは介護事業者が提供し、その他の多様なサービスはNPOやボランティアなど多様な主体が担うことにより、適切なサービス提供がなされると考えております。

県としては、引き続き、体制整備に向けた市町村の取組を積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、市町村の準備状況等についてであります。現在、県内各市町村では、新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行時期の検討や体制整備に向けた取組などを行っているところであります。

また、現時点で移行時期を明確に決定した市町村はありませんが、円滑な移行に向け、必要に応じ、助言などを適切に行ってまいりたいと考えております。

次に、事業費の上限等についてであります。新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、多様な主体による多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を目指すものであり、適切な上限が設定されていると思われることから、国に中止を求めることや、県が財政支援を行うことは、現時点では考えておりません。

なお、事業の円滑な実施に向け、先進事例の紹介や職員研修の実施など、今後とも市町村を適切に支援してまいりたいと考えております。

（知事答弁）

共産党の森協議員の質問にお答えいたします。

まず、障害者施策についてのご質問であります。

総点検等についてであります。県では、第4期障害福祉計画の策定に当たり、アンケート調査を実施し、障害のある人の現状や県の施策に関する意見等を聴取しており、その結果を踏まえ、社会的障壁など障害を理由とする差別の解消のため、必要な施策を計画に盛り込むよう努めてまいりたいと存じます。

また、重度心身障害者医療公費負担制度についてであります。県では、給付と負担の公平を図り、持続可能な制度とするため、原則1割の自己負担を導入しており、所得の低い方の自己負担限度額を低く設定するなど一定の配慮を行っているところであり、ご理解いただきたいと存じ

ます。

(保健福祉部長答弁)

次に、障害者施策についてのご質問であります。

精神障害のある人の社会的入院等についてであります。早期に退院し地域で生活を送るためには、生活の場や仕事の確保などが重要であることから、NPOと連携した住居の確保や障害者就業・生活支援センターによる支援などを行っているところであります。

また、県北地域では、居宅介護などの訪問系事業所や就労支援事業所が少ない状況もみられることから、現在、策定中の第4期障害福祉計画において、地域間で大きな格差が生じないように、利用ニーズに適切に対応できる体制を検討してまいりたいと考えております。

今後とも、こうした取り組みにより、障害のある人が地域で生活を送るための支援を積極的に行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

(知事答弁)

次に、地域振興についてのご質問であります。

人口減少の原因についてであります。現在、総合政策局において、外部の専門家の意見を伺いながら、専門的スキルを持つスタッフにより、統計手法を用いた分析を行っているところであります。

今後、人口減少問題克服に向けた対策の方向性を取りまとめる上で、この分析結果も活用してまいりたいと考えております。

次に、市町村合併の影響についてであります。合併によるスケールメリットにより、職員配置の適正化が進み、行財政基盤が強化されたことに加え、まちづくりや福祉分野において専門部署が設置され、行政サービスの向上が図られたことなどの効果がある一方、周辺地域の住民の声が反映されにくくなったという意見などもあるところであります。

(農林水産部長答弁)

米価下落対策についてであります。国において、農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通や実質無利子化、米の直接支払交付金の年内支払いなどの対策が措置され、これらの対策が有効に活用されるよう県としても生産者に周知を図ったところであり、すべての販売農家を対象とする米価下落補償を国に求めることは、困難と考えております。

また、来年以降に向けて、県では認定農業者や集落営農組織等を対象に、収入が基準額を下回った場合に差額の9割を補填する国の制度の周知に努めるとともに、米価の安定が図られるよう需要に応じた主食用米の生産を進めてまいりたいと存じます。

家族経営を中心とした農家への支援策についてであります。本県の農業は家族経営が主体であり、県では、これまでもその経営が向上するよう一定の支援をしてきたところであります。

特に、小規模経営においては、米のみで所得を確保することは難しいことから、集落営農により共同で効率的な農業経営を行うことや水田裏作として麦や野菜の導入による複合化を行うこと、あるいは、小面積でも収益が確保できるトマト、ナス等の園芸品目への経営転換を図ることなどにより、農家の所得向上を図り、持続可能な農業経営が実現するよう支援してまいりたいと存じます。

(産業労働部長答弁)

中小企業の悉皆調査等についてであります。県内約6万社の中小企業を全て調査することは困難であることから、県や国、支援機関が行う各種統計調査や景況調査の結果を活用するとともに、商工団体や経営者との意見交換などにより、中小企業・小規模事業者の実態やニーズの把握に努めているところであります。

また、小規模企業に限定した振興計画の策定は予定していないところであります。今年度中に改訂する県中小企業振興計画において、小規模事業者の支援策を盛り込みたいと考えており、県内各地域でちいさな企業おかやま経済活性化会議を開催し、計画に反映すべき施策についての意見交換を行ってきたところであり、また今後、商工団体や経営者などからご意見をいただく予定としており、委員の公募は考えていないところであります。

相談窓口については、県では、県中小企業支援センターにワンストップ窓口を設置するとともに、県内各地にある商工会議所・商工会などの支援機関や国のよろず支援拠点などの窓口と連携し、企業の相談ニーズに適切に対応しているところであります。

(知事答弁)

次に、住宅改修補助制度についてであります。県では、県産材利用に加え、耐震化や省エネルギーなど、一定の行政目的にかなうものについて補助しているところであり、お話の地域経済対策としての住宅及び商店のリフォーム全般への補助制度創設は、考えていないところであります。

なお、国においては、高齢者や障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅の改修工事への補助制度があることから、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

また、国では、中古住宅の流通を促進するため、中古住宅に係る長期優良住宅認定制度を検討しているところであり、制度が創設されれば、県としても認定を推進することにより、優良な住宅へのリフォームを促してまいりたいと存じます。

(県民生活部長答弁)

地方振興事業調整費についてのご質問であります。

計画的に行う事業についてであります。事業調整費は、各年度において、県民局長が、市町村や地域の要望等を十分に把握した上で、地域の実情や緊急性などを総合的に判断して事業決定しているところであり、予算編成段階であらかじめ計画している事業はありませんが、結果として継続となっているものもあります。

事業調整費は、こうした事業決定の方法も含め、地域の多様なニーズに臨機応変に対応するた

めの予算として議決をいただいているものと考えており、今後とも適切に執行してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(知事答弁)

最後に、地方振興事業調整費についてのご質問であります。

緊急迅速に対応する事業についてであります。事業調整費は、県民局長が、地域の実情や緊急度、必要性などを総合的に判断して執行する予算であり、今年度は予算枠として約8億3千万円を確保し、幅広い分野でハード・ソフトにわたる各種事業を積極的に実施しているところであります。

今後とも、議会のご理解を得ながら、この予算を活用し、地域のニーズを十分に踏まえ、緊急な案件などに対して、柔軟かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

再質問

(森脇議員)

ご答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

まず、地方振興事業調整費なんですけれども、この前の決算特別委員会でも指摘をさせていただきましたんですけれども、5年間の決算状況を、お手元にもお配りさせていただいておりますが、抜き書きをしてまいりました。この5年間ほぼ9億円から8億円の予算を確保している。これは非常にありがたいことだと思うんですけれども、補正もゼロで、ほぼ使い切っているということなんです。ここから何が見えてくるかということで、私2つのことが見えてくると思います。やはり限られた予算内で一生懸命努力されてるんですけども、使い切らなければいけないほど要望がたくさんあるんだということだと思います。ですからこの予算をさらに拡充して枠をとっていただきたいということで、知事にお尋ねいたしました。その点どうでしょうかということをお願いしたいと思います。

もう1点は、部長数字まではご答弁なさいませんでした。あらかじめ決まっているもの、継続のものもあるということで、私項目みたらかなりの事業がそうじゃないかなという思いをいたしました。特にイベントの関係です。それが本当に来年度もいいのか、より充実させるのはどうすればいいのか、議場の皆さんも含めて、県民のみなさんの声も反映しながら議論をするというのが本来の事業のあり方だとおもうんですけれども、それがなされないまま次の年に県民局長や県民局の判断だけで通過してしまうというのは、どうなのかなという気がするんです。そういう意味では別枠にして、トータルで予算を増やすということを提案したいと思うんですが、それぞれご答弁をお願いしたいと思います。

次に、人口減少問題ですが、今回の質問はあえて地域振興の課題としてとりあげました。

人口減少が問題となるような状況がなぜ起こったのか。知事は統計的なデータなどで分析をするということだけでしたけれども、やはり実態把握をきちんとしてもらおうということが大事じゃないかと思うんですね。

私たちが直面しているいろんな問題、介護・福祉の問題、自然環境の問題、地球温暖化の問題、仕事の問題、教育の問題、もちろん子育てもそうですが、そういう不安感が子どもを産んで育てることを躊躇せざるをえなくしていると思うんです。

また、地域的な課題もいろいろあるでしょうし、そういうものを現場、現場に照らしてきちんと分析をしていくという、そういう掘り下げた分析なしに処方箋は描けないのではないかと思います。子どもを産み育てればいだけではないというふうに思うんです。その点どうでしょう、そういう意味での分析ということを質問させていただきました。もう一度知事お願いします。

同時にこれに関連してなんですが、中山間の各地で若者の移住者が増え、人口増に転じているという地域も岡山県でもそうですし、中国地方各地でもいろんな事例が出ています。そういうよい事例にはしっかり学ぶ必要もあると思いますが、いかがでしょう。この点もあわせて知事に再度おうかがいします。

人がそこに住み続けるためには、そこに仕事があり、収入を得ることができなければなりません。

そこで、地域を元気にするために、小規模企業振興基本法を生かしたらどうかという質問をさせていただいたんですが、残念ながら答弁を聞いておりまして、県の姿勢は今の段階では何も変わっていないじゃないかと言わざるをえません。

小規模企業振興基本法では、**基本原則第3条**で「**事業の持続的な発展**」ということが書き込まれました。これまでの中小企業政策は、操業やベンチャーへの支援ということに集中されていた。選択と集中ということでそちらが中心になってきた。ですけれども、小規模企業振興基本法では、小規模企業の「持続」つまり、事業の維持自体を支援の原則にしたというのはすばらしいことだと思います。この精神を生かすべきだと思います。

地方公共団体の責務第7条では、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務をのべています。個別の支援にとどまらず、地域全体への支援も強調しているというのも特徴だと思います。これらの精神をしっかりと生かして中小企業の振興策をつくるということが求められていると思います。小規模事業者に特化した計画は特には策定しないという意向のようですけれども、それはそれでも了とはいたしませんけれども、今ある中小企業支援策を小規模企業振興基本法に基づいた内容を付け加えるということは大事な視点だと思いますので、それに当たって今若手の事業者との意見交換会ももたれているようですので、これは1個の積極的な取り組みとして評価したいと思います。同時に計画策定の段階でその人たちの意見をきちんと生の声で、皆さん委員さんたちが聞けるような状況をつくるということも大事なことだと思います。そういう正式な委員会の場合、議論の場合というのを、知事が若手の事業者の声を聞くのは正式じゃないというつもりはありませんけれども、県の審議会などの場で、法的な根拠を持った場できちんと聞くというのが大事だと思うんですけれども、この点部長いかがでしょう。もう一度お願いしたいと思います。

次に、コメづくりなんですけれども、岡山県の農業生産額の約30%が米作です。2010年の農林業センサスをみますと、農業経営体は44,880、うち個人経営体は44,424、圧倒的多数です。販売目的で作付けした経営体数は39,572でそのうち稲作をおこなった経営体は37,446と、これもまた圧倒的多数です。コメは国民の主食であり、基幹的な位置を占めているわけです。このコメ作りが危機に瀕しているんです。それをきちんと守るための対策が国の政策だけに依存するというのはいかがなものかと思うんです。岡山県のこれからの農業、意欲を持って取り組める農業というか、コメづくりに取り組める状態をどうつくっていくのかという視点が全くないんでしょいかね、その点もう一度部長答弁をお願いしたいと思います。

障害者医療ですが、低所得の方には引き続き配慮があるからということで、無料にしてほしいということは繰り返し求めたいと思いますあわせて子どもたちの場合には特別な支援が必要じゃないかなと思いますよね。医療費補助制度で子どもたちの補助制度があつて市町村では大体中学生年齢、また地域によっては高校生年齢まで無料にしているところがありますので、県の制度を障害のある方に限って、そこまで拡大すれば市町村は助かるわけです。県から財源措置がされますから。その分が市町村の制度を充実させる方向に向けることができるわけですから。その点でも県政での、障害のある子どもについての一步踏み込んだ施策の充実をお願いしたいと思いますが、知事によろしく申し上げます。

最後に、介護保険の問題ですが、大きな落とし穴があることを見過ごすわけにはいきません。申請時点で、振り分けられるという仕組みが作られました。認定されても「安上がり」サービスに振り向けようということも言われております。またサービスを受けても一定期間すれば、再度のマネジメントで利用できないと、「卒業」させられるということも起こりうるわけですね。これで、安心できる制度といえるでしょうか。こういう制度設計も含めて安心できるものにする必要があると思いますけれども、部長にもう一度、安心できる制度になっていると感じるかどうかお伺いしたいと思います。以上で再質問とします。

答弁

(知事答弁)

答弁漏れがないようにがんばっていきたいと思います。

まず事業調整費、8億から9億確保していると、これからもしっかり枠をとってほしいとのお話でございました。これ、それぞれの関係者の方から良い反応を頂いているものでございまして、他のいろいろな分野、いろいろな施策について増額の要望がある中でなかなかそれぞれ増やすということは難しいわけでありましてけれども、地域、地域のためにしっかり活用されているということでございますので、これからも枠の確保、努めてまいりたいと存じます。

それから人口減少については、実態把握はまだまだ甘いのではないかと、実際にはそれぞれの人

たちの将来に対する不安感ですとか、それぞれの地域の事情があつての人口減少であると、それをきちんと把握すべきではないかということに対してでございますが、全くその通りだろうと思います。人口減少、最後分けてしまえば全て自然減か社会減に行き着くわけですけれども、そこに行き着くまでの過程というものはいろいろな要素が絡んでいるわけでありまして、何かこれ1つ、もしくは3つのことをやればうまく解決するんだみたいなことがあつたらむしろびっくりするようなお話であります。それぞれの原因にあわせてどういった対策をとるべきなのかしっかり考えていかなければいけないと思いますし、人口減少問題対応プロジェクトチーム、この夏に設置したわけでありまして、それぞれの関係者、外部の有識者もしくは地域の方にお話を聞いたり、もしくは自分たちの関係する分野でその関係する根本的な問題、直接の問題いろいろ勉強をする必要があると思いますし、もしそういったことについて勉強する機会があれば謙虚に学んでいく姿勢というものは本当に大事だと思っております。

次に、障害者の医療、特に子どもたちについて何か踏み込んだこれまでやっていないことをすべきではないかということでございましたが、これは一番最初の予算の話、事業調整費の話とも関連するわけですけれども、それぞれ事業でもう少し財源があればもう少し踏み込んだことができるというのはおっしゃるとおりでございますが、制度の持続可能性を維持するため、今の財政の健全性を維持するために、現状こういうことになっております。大変申し訳ございませんが、ご理解いただきたいと存じます。以上でございます。

(県民生活部長答弁)

再質問にお答えいたします。事業調整費につきまして、白紙委任ではなくあらかじめわかっている、予定されているようなものを分けて予算化したらどうか、そういうお尋ねでございますが、事業調整費はそもそも枠で予算を頂いておりまして、地域特有の課題解決のため、あるいは地域振興に資するものを県民局長が臨機応変に対応するという、こういった趣旨で申し上げますと、分けるよりも一括計上した方が効率的であるのではないかというふうに考えておりまして。それから先程不用残のことで各年度極めて不用残少ない状況でございますが、これは限られた予算であるがために執行に工夫しておりまして、各局に配分しているんでございますが、各局が年間を通じて緊急的な事案でありますとか、地域の方に適切に採用するということから、年度当初にルール分として1回伝達するのと、下半期に県民局のヒアリングを受けて3局の融通とか、個別の事業をみながら、状況見ながら配分するという、そういった方法をとってございます。したがって、ご指摘のように有効活用がなされていると考えております。今後とも適切で効率的な予算執行に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。介護保険制度について、申請の際に振り分けの際に安上がりなサービスに誘導されてしまうのではないかと、安心した制度といえるのかといったご質問でございます。

この総合事業については市町村等の職員が窓口で対面で高齢者の相談の目的、あるいは希望するサービスを聞きとります。また総合事業の趣旨、手続き、要介護認定等の申請、総合事業のサービス利用開始後も要介護認定等、申請も可能であること、こういったことを十分に説明して、

理解、納得を得た上で行うこととなりますので、特に問題は生じないのではないかというふうに思っておりますが、県においては市町村で適切な対応がなされるよう、徹底してまいりたいという風に考えております。以上でございます。

(産業労働部長答弁)

お答えいたします。まず小規模振興基本法の理念に立った計画づくり、あるいは今後の取り組みということについてでございます。もとより地域経済や雇用に貢献して、県民生活支える重要な担い手と小規模企業につきましては認識しているところでございます。お話のございました法第三条の小規模企業の基本原則とかあるいは法第七条の地方公共団体の責務といった精神を十分にいたしまして、特に今回お話の持続的発展という、そういう考え方も示されたところでございます。そういったことを基本にしながら計画の策定を通じまして、法の理念を生かした支援の方策を検討し、支援に努めてまいりたいと考えておるところです。

また計画策定段階で小規模事業の声を反映してはとのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、今回の計画策定に当たりましては、まず総合的な中小企業振興策や倒産の防止とかあるいは業種別の構造改善など、審議に当たりまして専門的な知識が必要であること、そして企業経営者等施策に関係する多くの方々の支援を幅広い視点から受け止め、これらの方々を代表して意見を発言いただくことが必要であると考えておまして、経験豊富な県団体の代表者とか専門家の方々に依頼しているところでございます。もちろん計画の改善に当たりましてはいろんな団体とか経営者の意見をお伺いするとともにパブリックコメント等で広く県民の声を反映させてまいりたいと考えております。

またさらに、先程の企業おかやま経済活性化会議の意見につきましても反映してまいりたいと考えております。以上でございます。

(農林水産部長答弁)

お答えいたします。コメづくりに対する政策は岡山県どんな感じなんだというご質問ということでお答えさせていただきます。岡山県ほど各農家の方々がいろいろなお米をお作りになられている県はそうないのではないかと考えております。各種種類がございます。また、県南から県北におきまして、いろいろな早稲、中手、奥手というかたちで作っておられますけれども、私どもといたしましては基本的には消費者の方々が求められる品種や付加価値の高いお米、それから外食とか、炊飯事業者の方々が業務用としてお使いになって安定した需要があるお米など、それぞれの用途に応じた需要量を把握して生産者の方々へ情報提供してまいっております。そのような意味で適正な規模の作付けが行われるように、市町村や農業団体の方々と連携して生産振興を進めてまいりたいと考えております。

なお先程もご答弁させていただきましたが、認定農業者の方々や集落営農組織等を対象といたしました収入減少影響対策、緩和対策の活用によりまして米価の下落等に対応すべきと考えているところもでございます。以上でございます。

(森協議員)

たくさんの質問と再質問ご答弁いただき、ありがとうございました。

もう1点だけ再質問したいと思います。しつこいようですが地方振興事業調整費なんですが、事業について議会で議論できるチャンスがない、事業が具体的に決まってからでないといけない、また事業が終わってからでないといけないというのはやはり透明性という観点から見てどうなのかなという気がいたします。透明性という点に対してどう考えていらっしゃるのか、もう一度部長にお願いしたいと思います。

あとは要望にとどめたいと思いますけれども、一つは小規模事業の支援の中で、相談窓口については特に設置しないということでしたけれども、商工団体や商工会に加入していない方も少なくないと思うんですね。そういう方々がいける窓口をきちんと設ける必要があると思いますので、この点要望しておきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(県民生活部長答弁)

森協議員の再々質問にお答えいたします。事業調整費の透明性についてどう考えるかという問いでございます。答弁で申し上げましたように、事業調整費は毎年毎年白紙の状態です。枠の予算をどのように使うかということで各県民局で幹部が集まって市町村とか地域の要望をもとに検討しております。そういう意味でなかなか予算を1月、2月にですね提案する際に内容がわかりきっていないというのがございますし、例えば事業調整費で行っております共同事業、地域のNPOの方なんかは県と一緒に取り組む事業なんか公募して取り組んでおるんですけれども、こういったものは、毎年これも公募しまして4月にプレゼンを受けて決めるとか、こういったような取り組みもございます。確かにイベント的なものもございまして、地域の振興等のために特にこ入れする必要があるのではないかと、ソフト事業でしたら単年度ではなかなか成果が出ないのではないかと、こういったものにつきましては確かに継続しているような事業もあると思います。そういうかたちで事業採択しておりますが、最終的に決算特別委員会の方に昨年度から事業調整費の一覧表を提出いたしまして、県議会の方のご議論もいただくようにしておりますので、こういうかたちでいろいろと透明性、説明責任を果たしていきたいというふうに考えております。以上でございます。